

# 最近の年金関連トピックス (DB年金、公的年金等)

---

平成26年7月



# 目次

---

企業年金を取り巻く環境の変化と本資料掲載のトピックス	… 2
1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等	… 4
2. 退職給付会計関連	
2-1. 平成26年3月期決算短信における退職給付会計基準改正の影響	… 12
2-2. 第12回IFRSのエンドースメントに関する作業部会の内容について	… 14
2-3. 確定給付年金はコスト高の要因か？	… 16
3. DC拠出限度額の引上げ	… 19
4. 公的年金関連	
4-1. 公的年金・支給開始年齢の議論	…21
4-2. 公的年金・財政検証結果公表	…23
5. その他のトピックス	
5-1. 企業年金連合会における通算企業年金の予定利率変更	…26
5-2. 平成26年3月末の企業年金の資産残高等について	…27
5-3. 第4回社会保障審議会企業年金部会の開催	…28
5-4. 第5回社会保障審議会企業年金部会の開催	… 29
6. 平成26年4月～平成26年6月の年金ニュース	…31
7. 本資料関連の平成26年4月～平成26年6月の年金メールマガジン	…33

※ 平成26年4月～平成26年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 企業年金を取り巻く環境の変化と本資料掲載のトピックス

## 環境の変化

## 環境の変化に伴う影響

## 本資料掲載のトピックス

### 運用環境・経済環境の変化

#### アベノミクスによる影響

- ・円安の進行による株価の上昇
- ・企業業績の回復

長期にわたる運用低迷  
ボラティリティの高い運用環境  
不確実性の高い経済環境

企業年金財政の悪化  
厚生年金基金制度の見直し

⇒ P.4～10  
DB年金の平成26年3月期  
決算積立状況等

⇒ P.19  
DC拠出限度額の引上げ

### 高齢者を取り巻く環境変化

#### 公的年金の改革

- ・支給開始年齢の引き上げ
- ・給付水準引き下げ 等

改正高齢者雇用安定法の施行  
・65歳までの雇用確保措置義務化

少子高齢化社会への  
更なる対応

公的年金の再改革の検討  
・支給開始年齢の再引き上げ  
・被用者保険の適用拡大 等

⇒ P.21～22  
公的年金・支給開始年齢の議論

⇒ P.23～24  
公的年金・財政検証結果公表

### 企業会計における環境変化

#### 国際的な基準統一化の潮流

- ・日本基準の見直し
- ・IFRS適用に向けた取り組み

#### 会計基準変更への対応

連結決算報告書への記載  
・未認識債務の即時認識  
・開示項目の拡充

⇒ P.12～13  
平成26年決算短信における  
退職給付会計基準改正の影響

⇒ P.14～15  
IFRSのエンドースメントに関する  
作業部会の内容について

株式市場の活況や円安等で、年金資産運用は2年連続の好パフォーマンスとなりました。こうした資産運用の好転は、積立状況の好転をもたらしています。

具体的には、3月決算のDB年金の財政検証では、99%以上の制度が継続基準による掛金の見直しは不要、86%の制度が非継続基準を充足という結果となっています。

また、企業会計上の積立状況も改善しています。平成26年3月期は改正後の退職給付会計の適用初年度にあたり、いわゆる即時認識の影響が懸念されていましたが、資産運用が好調だったため、企業の財政状態に与える影響は軽微にとどまりました。

一方、公的年金において5年に1度の財政検証が行われ、その結果が公表されました。今後は、制度持続のために、給付抑制の仕組みや受給開始年齢の繰り下げ等が議論される予定です。老後の所得保障の大きな基盤となる公的年金について、動向を注視していく必要があります。

本資料は、平成26年4月から6月までに取り上げられた企業年金関連トピックスを、弊社より配信した年金ニュースおよび年金メールマガジンを用いてまとめたものです。本資料が、企業年金を取り巻く環境変化の把握や、より良い制度運営のために役立つものとなれば幸いです。

# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

---

# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

- 継続基準の積立水準の平均は1.21。99%以上のDB年金は継続基準による掛金の見直しは不要。
- 非継続基準の積立水準の平均は1.38。86%のDB年金は非継続基準を充足。

- 平成26年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金301社（基金型127件、規約型174件）について、積立水準等の集計を行いました。
- 全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください。
- 継続基準の積立水準<sup>※1</sup>の平均⇒1.21  
99%以上のDB年金は継続基準による掛金の見直しは必要ありませんでした。
- 非継続基準の積立水準<sup>※2</sup>の平均⇒1.38  
86%のDB年金は非継続基準を満たしました。

※1 純資産額÷責任準備金

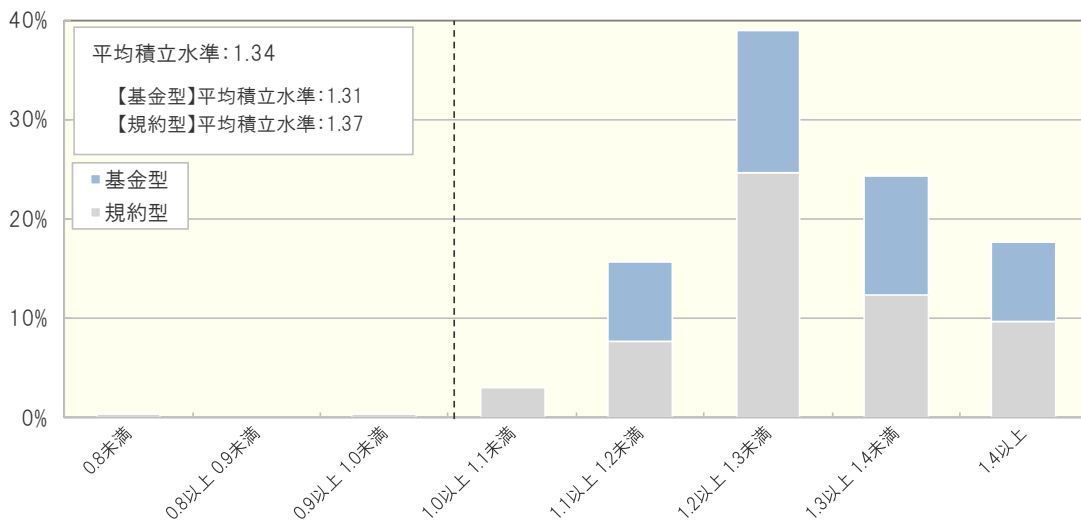
※2 純資産額÷最低積立基準額(未認識控除後)

# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

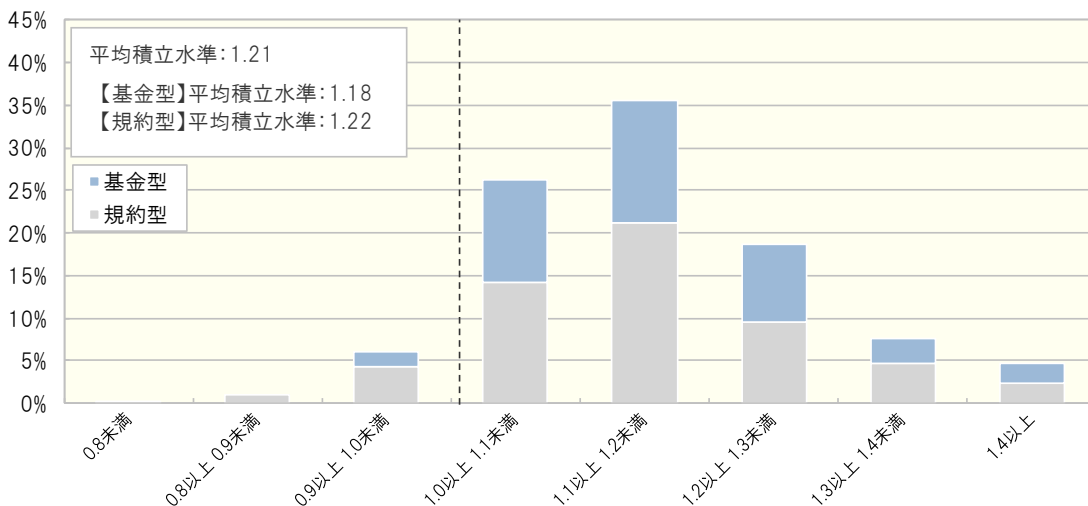
## 1. 継続基準の積立水準分布

- (1)の「(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0未満であれば、責任準備金確保のため、掛金の見直しが必要です。
- (2)の「純資産額／責任準備金」が1.0未満の場合は継続基準に抵触していますが、「(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0以上であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。
- (3)の「純資産額／数理債務」が高い場合、積立不足が小さく、財政上の健全度が高いと言えます。

### (1) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金

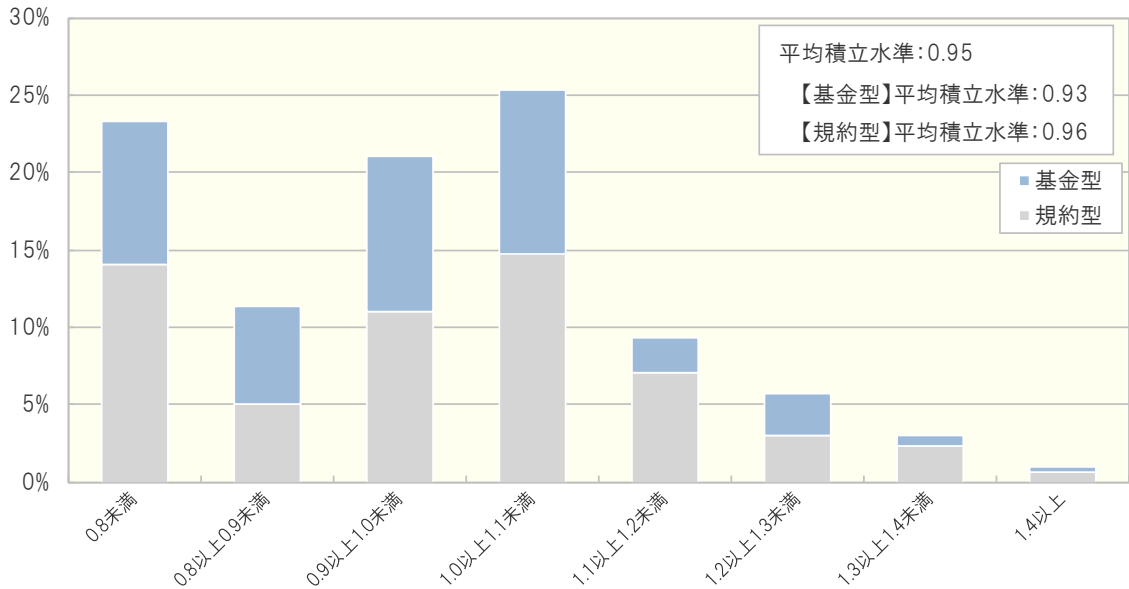


### (2) 純資産額／責任準備金

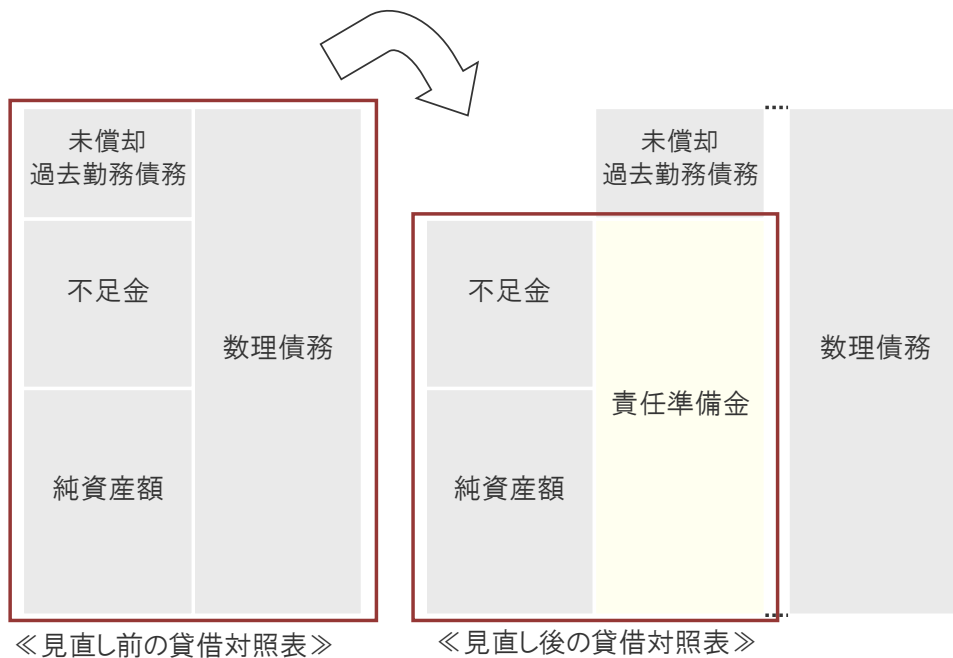


# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

## (3) 純資産額／数理債務



## 【ご参考】財政運営基準の見直し前後の貸借対照表イメージ



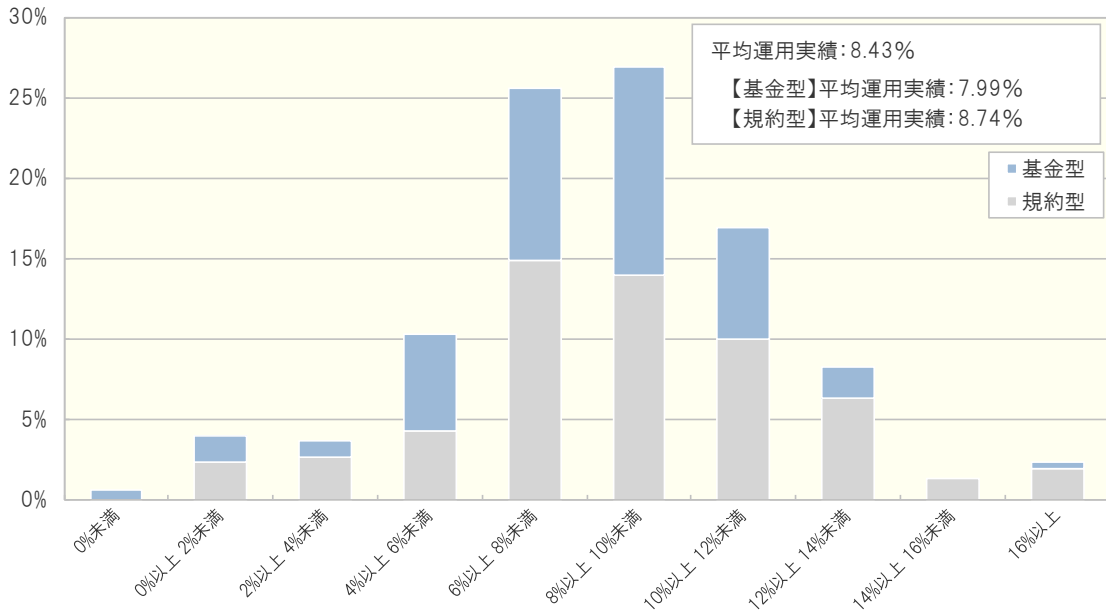
の部分が貸借対照表の範囲

(注) 財政運営基準の見直しにより、平成25年3月31日以降を基準日とする財政決算においては、それまでの財政決算とは貸借対照表の勘定科目が変更となりました。

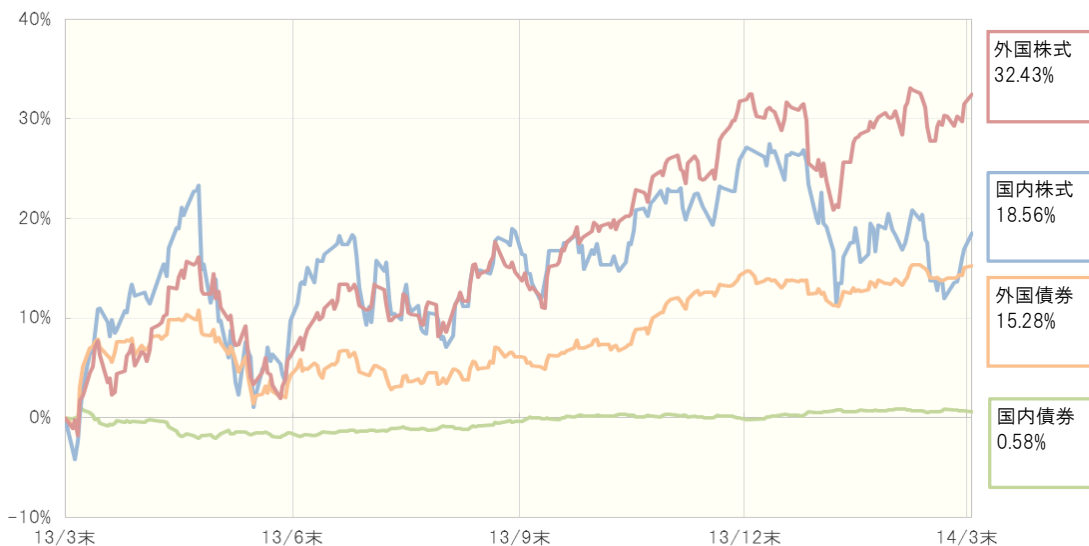
# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

## 2. 運用実績(時価ベース利回り)

- 運用実績は各制度のポートフォリオ等によってばらつきが生じる場合があります。



### 【ご参考】累積市場収益率(平成25年4月～平成26年3月)



市場インデックスは、以下の通りです。

- ・国内債券: NOMURA-BPI(総合)
- ・国内株式: TOPIX(配当込)
- ・外国債券: シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- ・外国株式: MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース、税引前・配当込)



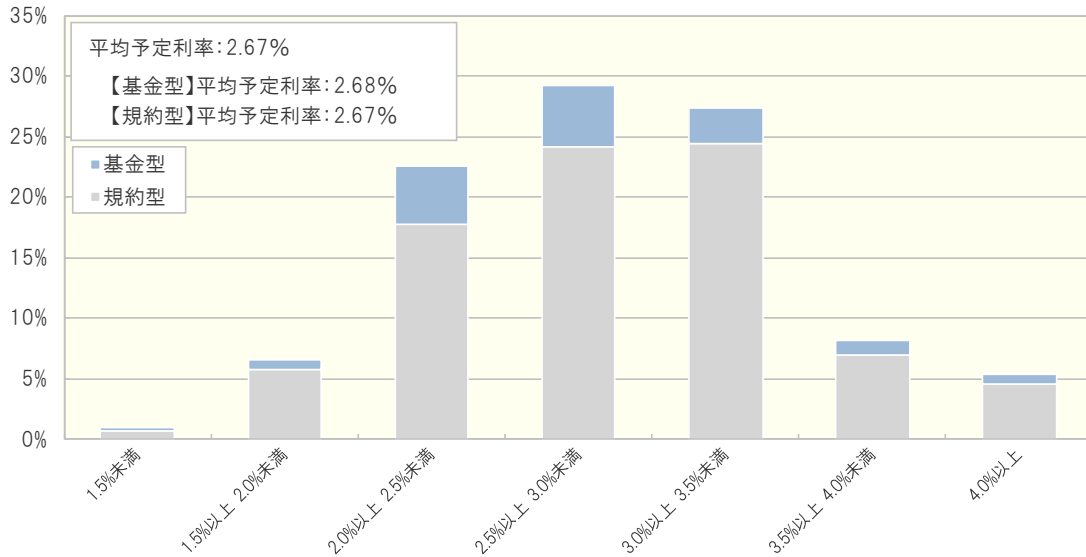


# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

## 3. 継続基準の予定利率

【集計対象：過去1年間の決算先】

- 継続基準の予定利率は2.0%から3.0%の設定が中心です。

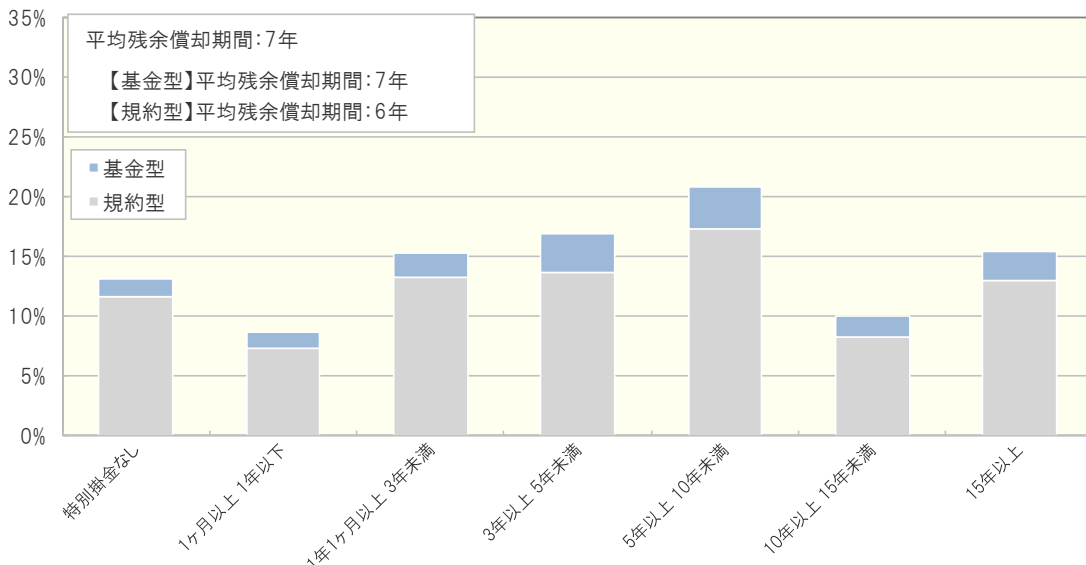


※ 同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計対象としています。

## 4. 特別掛金の残余償却期間

【集計対象：過去1年間の決算先】

- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受けやすくなります。



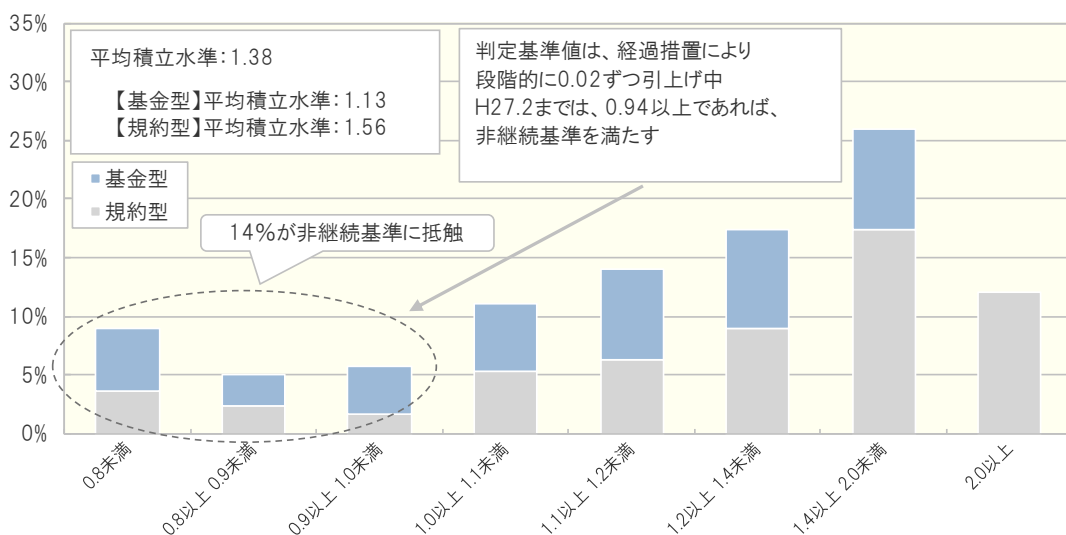
※ 同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計対象としています。

# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

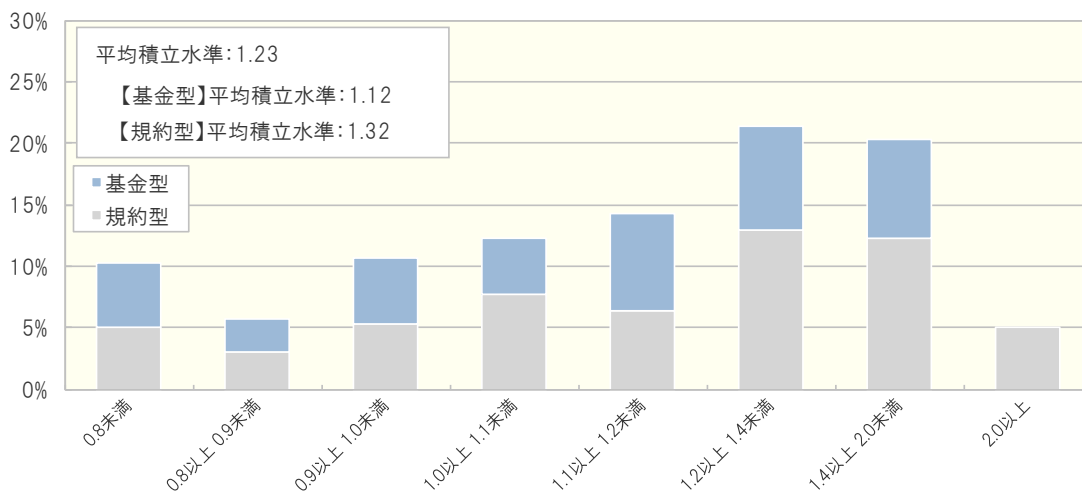
## 5. 非継続基準の積立水準分布

- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.82未満の場合は非継続基準に抵触します。
- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.82以上0.92未満の場合は過去3事業年度の積立水準も考慮して、非継続基準の財政検証の判定を行います。
- 「未認識額」とは適格年金から権利義務移転した場合等の経過措置(激変緩和措置)により最低積立基準額から控除できる額のことです。
- (2)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)」は、上記経過措置分の債務も加算した本来的な債務に対する積立比率です。

### (1) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)



### (2) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)



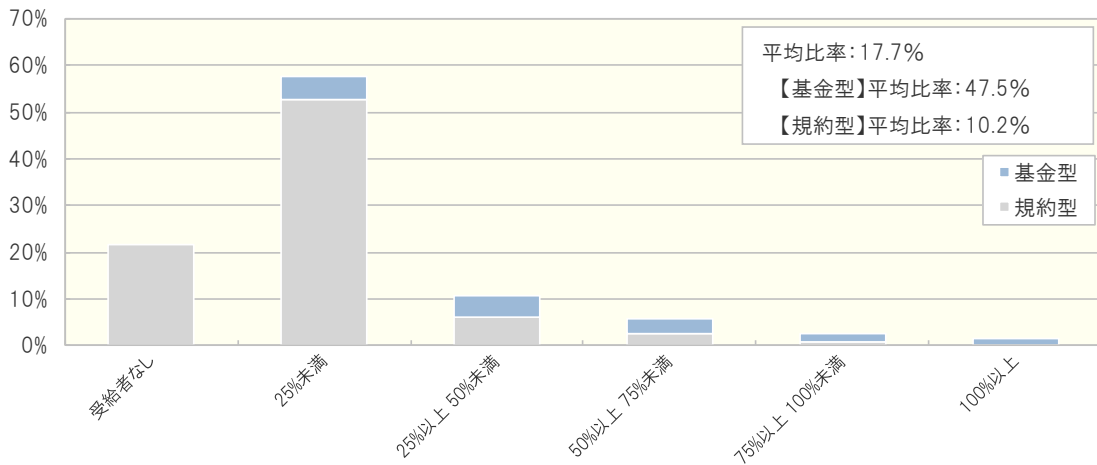
# 1. DB年金の平成26年3月決算積立状況等

## 6. 成熟度に関する指標

【集計対象：過去1年間の決算先】  
（標準掛金がゼロの先を除く）

- ・ 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象です。
- ・ 成熟度を見るポイントとしては、毎年の変動の状況（急上昇していないか）や、その要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）があります。
- ・ 以下では成熟度を見るための代表的な指標をご案内します。

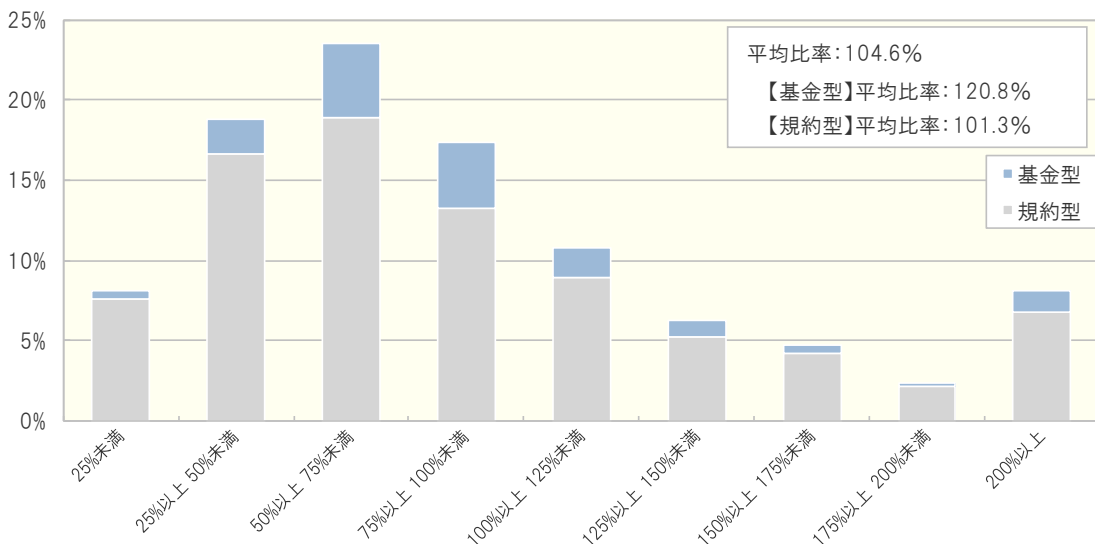
### (1) 受給者数／加入者数



### (2) 給付額※1／掛金額※2

※1 給付額＝一時金給付額＋年金給付額（発生ベース）

※2 掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金（発生ベース）



（注）以下の平均値は、今回ご報告の決算月の2ヶ月前から過去1年間を対象期間として、弊社総幹事先DB年金の決算時の数値を集計して算定しています。

- ・ 「3. 継続基準の予定利率」の「平均予定利率」
- ・ 「4. 特別掛金の残余償却期間」の「平均残余償却期間」
- ・ 「6. 成熟度に関する指標」の「平均比率」



## 2. 退職給付会計関連

---

## 2-1. 平成26年3月期決算短信における 退職給付会計基準改正の影響

- 未認識項目のBS即時認識により自己資本は平均1.4%減少
- 年金資産の積立状況は平成25年3月期と比較して20.9%積立不足が減少

### 未認識項目のBS即時認識

- 未認識項目は税効果を考慮のうえ、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上されます。自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けます。

$$\text{退職給付に係る調整累計額} = \text{未認識項目} \times (100\% - \text{実効税率})$$

「その他の包括利益累計額」に含まれる

$$\text{自己資本} = \text{株主資本} + \text{その他の包括利益累計額}$$

- 平成26年3月期決算では、未認識項目のBS即時認識によって、自己資本が平均1.4% (5,550百万円)減少しました。実効税率を35%と仮定すると、平均▲8,538百万円の未認識項目が即時認識されたこととなります。
- 平成25年3月期決算に基づく想定と比較すると、自己資本の減少幅は圧縮されました。(年金資産の好調な運用成績によってプラスの数理計算上の差異が発生したため)

未認識項目のBS即時認識による自己資本への影響						
	平成26年3月期決算			平成25年3月期決算※		
	企業数 (社)	平均額 (百万円)	平均変化率	企業数 (社)	平均額 (百万円)	平均変化率
減少した企業	204	▲9,476	▲2.4%	245	▲11,874	▲3.0%
増加した企業	73	+5,041	+1.4%	31	+4,550	+1.1%
増減なし	5	-	-	6	-	-
全体	282	▲5,550	▲1.4%	282	▲9,816	▲2.5%

自己資本の減少幅が圧縮された

※仮に平成25年3月期に未認識項目のBS即時認識が実施された場合。

未認識項目合計に税効果(実効税率35%と仮定)を考慮した額を「退職給付に係る調整累計額」とした。



## 2-1. 平成26年3月期決算短信における 退職給付会計基準改正の影響

### 年金資産の積立状況

- 改正退職給付会計基準では、退職給付債務と年金資産の差額を全額BSIに計上します。年金資産が退職給付債務を上回っていれば「退職給付に係る資産」、下回っていれば「退職給付に係る負債」を計上します。
- 企業毎の「退職給付に係る資産」と「退職給付に係る負債」の合計額から積立状況を分析する※1と、平成26年3月期決算における年金資産の積立状況は、平均32,345百万円の積立不足です。
- 平成25年3月期は平均40,889百万円の積立不足であったため、積立不足の額は20.9%減少しました。この背景としては、以下の2点が想定されます。
  - 期末の金利水準から、割引率の大幅な変動はなかったと考えられる  
(20年国債応募者利回り:平成25年3月1.623%、平成26年3月1.527%)  
⇒割引率を見直さない場合、退職給付債務は過去の傾向では1%前後の微増
  - 株式市場の活況により、年金資産が10%前後増加  
(参考値:GPIF※2の平成25年度運用利回り(弊社推計)8.3%)

※1 BSIに計上されている「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」の合計額がプラスの状態を積立超過、マイナスの状態を積立不足とした。

※2 年金積立金管理運用独立行政法人

### 開示項目の拡充

- 平成26年3月期決算短信で、開示項目が拡充された「退職給付に係る注記」を記載した企業は、調査対象の282社中30社(約1割)にとどまっています。  
(決算短信では速報性が重視され、企業の判断によって一部の注記の省略が可能)
- 開示項目のうち「採用する退職給付制度の概要」については、旧基準(「採用する退職給付制度」と記載内容に差のない企業も少なくありませんでした。
- 「年金資産の内訳」については、適用指針※3に示された開示例に従い「債券・株式・現金及び預金・その他」という区分で表示した企業が多く見られました。

※3 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成24年5月17日公表)

## 2-2. 第12回IFRSのエンドースメントに関する 作業部会の内容について

- IFRSでは禁止されている再測定のリサイクリングをエンドースメントされたIFRSでは実施する方向

～以下、メールマガジン「第12回IFRSのエンドースメントに関する作業部会の内容について」転載～

5月12日にIFRSのエンドースメントに関する作業部会の第12回目の会合が開催されました。前回までの議論で削除・修正の対象と考えられる基準の選別や、仮に削除・修正を行う場合の変更内容の検討がほぼ終了したため、今回の会議では今後の方針が議論されました。

エンドースメントとは、IFRSを自国基準に取り込む手続きの1つで、個別基準毎に検討し、必要があれば削除・修正を行うものですが、提案された方針では、削除・修正は必要最小限にとどめるとされています。削除・修正を通じて日本としての意見発信を行うためには、項目を絞り込む方が効果的であるという理由からです。

この方針の下、(1)OCI(その他の包括利益)のリサイクリング、(2)のれんの償却、の2点に関する部分についてのみ、削除・修正を行うという方向性が示されました。前者は、(A)退職給付会計における再測定(≒数理計算上の差異)について、日本基準同様に損益計算書における遅延認識を行うこと、(B)持合株式について時価変動をOCIに計上することを選択した場合、売却時に損益計算書に売却損益を計上する(リサイクリングを行う)という2つの会計処理です。後者は、のれんについて償却を行わないIFRSの基準を一定期間で償却を行う日本基準同様の取扱いとするものです。

なお、削除・修正を最小限にとどめるため、直接リサイクリングに関連する項目だけ削除・修正することとし、関連する他の項目については修正しない方針も示されました。退職給付会計に関して言えば、過去勤務費用の取扱いや確定給付債務(退職給付債務)の純額の利息相当額(純利息)はIFRSの基準がそのまま採用されることになるもようです。一方で、日本基準では採用されている退職給付債務の算出における割引率の重要性基準は、適用されないと考えられます。

まだ、方向性が示された段階であり、最終的に基準の中身が確定したわけではありません。ただ、今回示された方向性通りに作成されたとするとエンドースメントされたIFRSにおける退職給付会計基準は、日本で適用可能な他の会計基準のいずれとも異なったものとなります。ただでさえ、理解が難しいと言われる退職給付会計で、基準が4つも混在することになれば、投資家はもちろん分析を専門とするアナリスト等も混乱する懸念があります。

## 2-2. 第12回IFRSのエンドースメントに関する作業部会の内容について

### エンドースメントされたIFRSの退職給付会計基準

	エンドースメントされたIFRS	IFRS	日本基準	米国基準
退職給付費用	勤務費用＋純利息＋再測定のコストの費用処理額(OCIに計上された再測定のコストの遅延認識による処理額＝リサイクリング)期待運用収益はなし	勤務費用＋純利息期待運用収益はなし	勤務費用＋利息費用－期待運用収益＋数理計算上の差異・過去勤務費用の費用処理額(OCIに計上された残高の遅延認識による処理額＝リサイクリング)	同左(ただし、コリダールールあり)
過去勤務費用	発生した期に勤務費用として全額計上	同左	OCIに計上し、損益計算書に遅延認識(リサイクリング)	同左
退職給付債務算出に関する重要性基準	なし	なし	あり(変動が10%以内に収まる場合は割引率変更の必要なし)	なし
コリダールール	なし	なし	なし	数理計算上の差異の残高がPBO、年金資産いずれか大きい方の10%以内の場合は償却の必要なし

(注1) 純利息＝(退職給付債務－年金資産)×割引率

(注2) 再測定は、勤務費用、純利息、掛金、給付によらない退職給付負債(退職給付債務－年金資産)の増減日本基準における数理計算上の差異との違いは、資産で発生する数理計算上の差異が実際のパフォーマンスと年金資産×期待運用収益率の差額であるのに対し再測定(資産サイドで発生する分)は、実際のパフォーマンスと年金資産×割引率の差額である点(退職給付債務で発生する分は同じ)

※ エンドースメントされたIFRSはまだ基準が確定しているわけではありません。また、ここで示したエンドースメントされたIFRSの基準は、議論の内容を基に想定される処理方法を推測したものであり、必ずしも正確でない可能性があります。



## 2-3. 確定給付年金はコスト高の要因か？

- 米国企業と比較すると、日本は確定給付型制度のコストが相対的に低く抑えられていることがわかる。
- 自社の退職給付制度のリスクについて投資家に十分に開示することが必要。

～以下、メールマガジン「確定給付年金はコスト高の要因か？」転載～

4月10日付け日本経済新聞の15面(投資情報)に「年金改革の衝撃」という記事が掲載されています。

会計基準の変更が、DCの導入や給付減額などの制度改正の背中を押したという内容です。記事のとおり、企業は退職給付債務の圧縮や負債・資産の変動リスクを抑制するために様々な対応をしてきました。

記事の最後に、「海外の投資家は確定給付年金はコスト高の要因とみている」というコンサルタントの発言を紹介しています。この点について以下、考察したいと思います。

確かに、海外の投資家、特に欧米の投資家は確定給付型の年金制度のコストは高いと感じるかもしれません。別添の図表で英米蘭の一般的な企業年金制度と日本の制度を比較していますが、英蘭の制度では40年勤務したとすると最終給与の70%程度の給付が与えられる計算になります。日本企業の場合、退職金は最終給与の40か月分強(4年弱の年収)という統計データがあり、分割して20年間支払われるとすると月収の2割程度にとどまります。さらに、欧米は原則、終身年金であり、インフレスライドがある国もあるなど将来の給付増加リスクも大きいと考えられます。日本の制度も自国の制度と同様と考えれば、確定給付型の年金のコストが高いと感じて不思議はありません。

実際、日米の主要企業の退職給付費用を比較すると明らかに米国企業の費用が高いことがわかります。ちなみに、売上規模はGEは日立製作所を6割程度上回っていますが、フォードはトヨタ自動車よりも少なく、日本企業と比べコスト負担は非常に重いといえます。勤務費用が大きいのは給付水準、利息費用が大きいのは受給者の存在が影響していると考えられます。一方、割引率、期待運用収益率は日本企業より高く、この点はコスト低下に貢献していると言えます。数値を比較すると、日本はコスト高にならざるを得ない市場環境の中で確定給付型制度のコストが相対的に低く抑えられているということがわかります。

新聞記事の最後に「年金関連の業績への影響をきちんと管理できているかも投資判断の物差しになる」と指摘していますが、それとともに自社の退職給付制度のリスクについて投資家に十分に開示することも必要だと思います。退職給付会計の改正で、これまで「採用する退職給付制度」の開示から「採用している退職給付制度の概要」の記載が求められるようになりました。こうした開示で制度の持つリスクに関して記載し、特に海外の投資家に対して理解を深めてもらうことが得策であると考えます。

## 2-3. 確定給付年金はコスト高の要因か？

### 日本と欧米主要国の制度比較

	イギリス	アメリカ	オランダ	日本(DB年金)
一般的な給付算定式	最終平均給与×1/60×勤続年数	最終平均給与と比例制	最終平均給与×1.75%×勤続年数	最終給与×勤続年数別支給率など
通常の支払方法	終身年金(物価スライドあり)	終身年金(物価スライドなし)	終身年金(物価スライドあり)	確定年金又は一時金
公的年金との調整	適用除外あり(廃止の方向)	調整あり	調整あり	調整なし
退職事由による違い	区別は不可	区別は不可	区別は不可	会社都合・自己都合の区別することが可能
給付減額	過去分は不可	過去分は不可	過去分は不可	一定条件を満たせば可
支払保証制度	あり	あり	なし	なし

### 日米主要企業の退職給付会計数値比較

(単位:百万ドル、百万円)

	日本企業		米国企業	
	トヨタ自動車	日立製作所	フォード	GE
退職給付債務	1,594,411	2,341,419	7,403,300	7,216,600
年金資産	1,090,258	1,417,760	6,506,000	5,935,600
積立比率	68.4%	60.6%	87.9%	82.2%
勤務費用	60,261	71,192	106,500	197,000
利息費用	27,804	45,384	305,100	298,300
期待運用収益	22,352	37,020	419,800	416,300
過去勤務費用	-8,033	-22,659	24,000	25,300
数理計算上の差異処理額	16,619	96,915	134,100	400,700
退職給付費用	74,299	153,764	235,000	505,000
割引率	2.00%	1.60%	3.84%	4.85%
期待運用収益率	2.50%	2.10%	7.38%	7.50%

受給者が多く、割引率も高いことなどで利息費用は勤務費用を大きく上回る

期待運用収益で利息費用を吸収

割引率を大きく上回る期待運用収益率を設定。割引率に対して超過収益を確保し、ROEなどを向上させる狙いも

(出所)各社アニュアルレポート、有価証券報告書より三菱UFJ信託銀行作成(米国企業は2013年、日本企業は2012年度)

(注)フォードの退職給付費用には制度縮小損益を含む・トヨタ自動車は国内制度のみ

## 3.DC拠出限度額の引上げ

---

### 3. DC拠出限度額の引上げ

- 平成26年度税制改正大綱において措置を講ずることとされたDC年金の拠出限度額引上げについて政令改正が行われた。

- 拠出限度額の改正内容
  - ①他の企業年金等を実施していない場合  
月額51,000円 → 月額55,000円
  - ②他の企業年金等を実施している場合  
月額25,500円 → 月額27,500円
- 施行予定日  
平成26年10月1日
- 政令の内容は意見募集時(26年4月)から変更ありません。

## 4. 公的年金関連

---

## 4-1. 公的年金・支給開始年齢の議論

- 公的年金の受給に関して、繰り下げが可能な年齢を、現行の70歳から75歳に引き上げる案が検討されるもよう。

～以下、メールマガジン「公的年金・支給開始年齢の議論」転載～

5月12日の日本経済新聞1面「年金75歳から受給も」を始め主要紙に、公的年金の繰り下げによる受給可能年齢を、現行の70歳から75歳に引き上げる案が与党から出ていると報じられています。11日朝の公的年金についての討論番組で田村厚生労働大臣が紹介し、平均寿命が延びていることから、この案を検討する考えを示したものです。支給の選択範囲を広げる効果がありそうです。

現行の制度では、原則65歳支給開始ですが、繰り上げは60歳から可能で、給付減額率は1月につき0.5%、60歳ですと30%削減された年金を生涯受け取ることになります。繰り下げは70歳まで可能で、給付増額率は1月につき0.7%で、70歳支給では42%増額されます。別表のとおり、欧米でも、繰り上げや繰り下げを認めている国が多く、日本、米国では繰り下げ可能年齢は70歳ですが、イギリス、ドイツ、フランスは上限を設けていません。欧米では、早い年金受給(引退)を選ぶ傾向にありますので、繰り上げ可能年齢の方が重要です。

原則的な支給開始年齢については、欧米主要国では65歳から67, 68歳に引き上げるのが主流となっています。最近の報道では、オーストラリアが、2023年までに現行65歳から67歳に引き上げることが決まっていますが、政府から、さらに、2035年までに70歳への引き上げ提案が出されています。日本は厚生年金(報酬比例部分)が65歳に向けて引き上げが始まったところです。

現在、5年に1度の財政検証が行われており、保険料拠出期間や年金支給開始年齢の様々なパターンを試算するものと思われます。近く試算結果が発表され、その結果に基づき社会保障審議会・年金部会の議論が行われる予定です。与党内にもプロジェクトチームが立ち上がっており、公的年金見直しの議論が活発になりそうです。

公的年金の議論は、雇用延長や企業年金に影響を与えると思われ、今後の動きを注視してまいります。

## 4-1. 公的年金・支給開始年齢の議論

(別表)「繰上げ・繰下げ支給制度の国際比較」

- ・ 日本は繰上げ、繰下げが柔軟ですが、率は他の国に比べ比較的高くなっています。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢(2010年)	国民年金(基礎年金) 65歳 厚生年金保険60歳	66歳	男性: 65歳 女性: 60歳	65歳	60歳	61歳以降本人が選択
繰上げ支給の制度	(可能な年齢) 60歳から繰り上げ支給可能 (給付減額率) 0.5%/月額 6.0%/年額	(可能な年齢) 62歳から繰り上げ支給可能 (給付減額率) 繰り上げ期間が36ヶ月までは約0.56%/月、36ヶ月以降は約0.42%/月の割合で給付額が減額される	繰上げ支給は認められない	(可能な年齢) 63歳から繰り上げ支給可能(35年の被保険者期間を有する被保険者の場合) (給付減額率) 0.3%/月額 3.6%/年額	(可能な年齢) 56歳から繰り上げ支給可能(対象者は、被保険者期間が42年以上の者) (給付減額率) 給付は減額されず、満額給付可	繰上げ支給は認められていない(61歳以降選択可能)
繰下げ支給の制度	(可能な年齢) 70歳まで繰下げ支給可能 (給付増額率) 0.7%/月額 8.4%/年額	(可能な年齢) 70歳まで繰下げ支給可能 (給付増額率) 0.67%/月額 8%/年(2009年)	(可能な年齢) 上限なし (給付増額率) 10.4%/年(5週間ごとに1%ずつ増額)	(可能な年齢) 上限なし (給付増額率) 0.5%/月額 6%/年	(可能な年齢) 上限なし (給付増額率) 5%/年(1四半期ごとに1.25%)	61歳以降本人が選択

(出所:厚生労働省資料より作成)

## 4-2. 公的年金・財政検証結果公表

- 公的年金の財政検証結果が公表された。
- 今後、マクロ経済スライドの見直しや厚生年金の適用範囲拡大等について検討される予定。

～以下、メールマガジン「公的年金・財政検証結果公表」転載～

6月4日の日本経済新聞(1・3・5面)を始め各紙が、公的年金の財政検証結果が公表されたと報じています。これは、6月3日に行われた社会保障審議会・年金部会に報告されたものです。

財政検証は、5年に一度、公的年金財政が、おおむね100年間、少子高齢化に伴う給付調整を続けても、法律で定められた所得代替率50%を維持できるか、経済状況や出生率などの前提を置いて検証するものです。経済前提8通り(ケースA～H)、出生率3通りなどに分けて試算を行っています。さらに、社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法案で示された課題についてオプション試算が行われました。

中間シナリオ(ケースE)での前提、結果は以下の通りです。

前提：女性、高齢者の労働参加が進む、物価上昇率1.2%、実質運用利回り3%、賃金上昇率1.3%、  
実質経済成長率0.4%

結果：年度	平成26年	平成42年	平成55年
モデル年金額	21.8万円	23.1万円	24.4万円
所得代替率	62.7%	56.5%	50.6%

法律で定められた下限の50%を上回って、財政が均衡するとしています。しかし、労働参加が進まず、運用利回り、経済成長率が中間シナリオより下回ると50%を割り込む可能性があります。

オプション試算の内容は以下の通りです。いずれも所得代替率を改善する効果があるとしています。

(オプション1)マクロ経済スライドの仕組みの見直し

マクロ経済スライドは、少子高齢化の進展により、給付を抑制する仕組みですが、デフレ下で発動されていませんでした。物価、賃金の伸びが低い場合でも、調整がフルに発動するようにします。平成27年4月に給付が0.5%引き下げられ特例水準が解消されると、毎年1.2～1.3%(平成27年から平成52年までの平均、平成27年度は1.1%)が調整されるとしています。所得代替率が、51%(以下、中間シナリオの場合)に高まるとしています。



## 4-2. 公的年金・財政検証結果公表

### (オプション2)被用者保険の更なる拡大

平成28年10月から、厚生年金、健康保険への短時間労働者の適用拡大(週所定労働時間20時間以上、賃金収入月8.8万円以上、企業規模が501人以上で対象者約25万人)の実施が決まっていますが、準備期間を考え平成36年4月から更なる拡大をする試算をしています。

- ・パターン1 対象者220万人の拡大…企業規模の枠を外し、適用事業所全体を対象に、賃金収入月5.8万円以上の雇用者に適用拡大。所得代替率が、51.1%に高まる。
- ・パターン2 対象者1,200万人の拡大…非適用事業所も含め、月5.8万円以上のすべての雇用者に適用拡大。所得代替率が、57.5%に高まる。

### (オプション3)保険料拠出期間の延長と繰り下げによる受給開始年齢の選択

現行の保険料拠出期間40年(20~60歳)を45年(20~65歳)に延長すると、所得代替率が57.1%に高まり、さらに、67歳まで繰り下げをすると、68.2%に高まるとしています。

今回の結果では、支給開始年齢(標準的な受給開始年齢で65歳のこと)の引き上げや厚生労働大臣の発言で話題になった75歳まで(現行70歳)の繰り下げについて試算結果は示されませんでした。6月3日の部会では、複数の委員から、持続可能性の点からのマクロ経済スライドの見直し、国民への周知、労働参加を促す政策や少子化対策が必要との意見がありました。

今後は、年金部会や与党プロジェクトチームなどにおいて、この結果をたたき台に制度改定の検討がされる予定です。今後も、動きを注視してまいります。

## 5. その他のトピックス

---

## 5-1. 企業年金連合会における通算企業年金の予定利率変更

- 企業年金連合会が実施している「通算企業年金」の予定利率が平成26年10月より変更へ。

- 見直し内容は以下のとおり

受換時年齢	予定利率	
	平成26年9月まで	平成26年10月以降
45歳未満	2.25%	2.25%
45歳以上55歳未満		2.00%
55歳以上65歳未満		1.75%
65歳以上		1.50%

- 平成26年10月以降に資格喪失する厚生年金基金中途脱退者および確定給付企業年金中途脱退者等が対象となります。

## 5-2. 平成26年3月末の企業年金の資産残高等について

- 信託協会等の調べによると平成26年3月末の確定給付型の年金の資産残高は84.5兆円(前年度比7%増)、確定拠出年金は7.5兆円(同11%増)。

～以下、メールマガジン「平成26年3月末の企業年金の資産残高等について」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で平成26年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますので、ご案内致します。

### (1) 企業年金(確定給付型)の受託概況(平成26年3月末現在)

受託件数は厚年基金531件(前年比5.2%減)、DB年金14,278件(同2.7%減)であり、資産残高(時価)は84兆5,422億円(同7.1%増)、加入者数1,197万人(同2.1%減)となっています。

受託件数・加入者数は減少しているものの、堅調な市場環境のもと、資産残高は昨年が続いて増加しています。

### (2) 確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成26年3月末現在)

DC年金(企業型)の規約数は4,381件(前年比3.8%増)、資産額(時価)は7兆4,871億円(同10.7%増)、加入者数466万人(同5.3%増)となっています。

平成24年度は前年の適格年金廃止に伴う駆け込みがあった反動で、規約数・加入者数の伸び率が低下しましたが、平成25年度の伸び率は前年比上昇し、順調に数値が増加しています。

## 5-3. 第4回社会保障審議会企業年金部会の開催

- ・ 今後の企業年金制度のあり方を検討していく上で、近年の状況確認と議論すべき課題点が示された。

～以下、メールマガジン「第4回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

6月4日、第4回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

第3回までは、厚生年金基金制度改正についての議論が展開されましたが、今回より、厚生年金基金制度改正後の企業年金制度の在り方について検討をしていくこととなります。

今回の部会では、冒頭に、企業年金制度の現状について制度の沿革や制度概要の振り返りがなされたあと、企業年金を取り巻く近年の状況として、

- ・ 公的年金の給付水準低下に伴う上乘せ年金(企業年金)の重要性の高まり
- ・ (特に中小企業の)企業年金実施割合の減少傾向
- ・ 非正規労働者割合の増加

といった状況が確認されました。

今後の検討課題案としては、

- ・ 中小企業の労使にとって取り組みやすい仕組み
- ・ 多様化するライフコースへの対応
- ・ 持続可能な制度のためのガバナンスの在り方
- ・ 柔軟で弾力的な制度設計

等が挙げられ、複数の委員からは、これらを検討するにあたっては、企業年金の枠組みにとらわれることなく、退職金制度全体、あるいは非正規労働者への対応等、老後の所得保障全体を広く見渡したうえで議論すべきだという声が聞かれました。

なお、今後の議論の進め方については、以下のスケジュールが示されております。

6月中旬～7月中旬：関係団体へのヒアリング

7月中下旬：制度論の課題の整理

9月以降：制度論の課題について順次議論

## 5-4. 第5回社会保障審議会企業年金部会の開催

- ・ 今後検討すべき企業年金制度の課題や論点について、関係団体へのヒアリングが実施された。

～以下、メールマガジン「第5回社会保障審議会企業年金部会の開催について」転載～

6月30日、第5回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では、今後検討すべき企業年金制度の課題や論点について、関係団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、企業年金連合会、企業年金連絡協議会)へのヒアリングが実施されました。

今後の検討課題や論点としては、中小企業や一般企業の労使にとって取り組みやすい仕組みづくり、ライフスタイルの多様化への対応等をめざすものとして、従前より提言されていた、「DC拠出限度額の引上げ」や「特別法人税の廃止」等の他、

- ・DB制度の給付設計の更なる弾力化(20年以上の有期年金の設定等)
- ・DC制度の運営にかかる負担の軽減(投資教育負担の軽減等)
- ・中小企業への運営支援(退職金規定づくりへの支援等)
- ・協働運用型DC制度の創設

等の案について各団体の立場より意見出しや提案がなされました。

なお、今後の関係団体へのヒアリングについては、7月4日に信託協会等へのヒアリングが予定されております。

## 6. 平成26年4月～平成26年6月の 年金ニュース

---

## 6. 平成26年4月～平成26年6月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成26年 4月	厚年本体の平成25年度 運用実績(弊社推計値)について No.361		(○)		
	解散厚年基金の分割納付特例に係る利率に ついて(平成26年度) No.362		(○)		
	DC拠出限度額の引上げにかかる 意見募集開始(DC) No.363				○
	企業年金連合会における通算企業年金の 予定利率変更について No.364	○			
平成26年 5月	平成26年3月期決算短信における 退職給付会計基準改正の影響 No.365				○
平成26年 6月	DC拠出限度額の引上げにかかる 政令改正の公布について(DC) No.366				○
	厚生年金基金解散方針決議後の 加算適用加入員の取扱いについて No.367	(○)			
	DB年金の平成26年3月決算積立状況等 No.368		○		

※ ( )は本資料に関連しない事項です。



## 7. 本資料関連の平成26年4月～ 平成26年6月の年金メールマガジン

---

## 7. 本資料関連の平成26年4月～平成26年6月の年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業運営	財政・掛金	給付	その他
平成26年 4月	確定給付年金はコスト高の要因か？				○
	厚生年金基金の解散	(○)			
平成26年 5月	公的年金・支給開始年齢の議論				○
	第12回IFRSのエンドースメントに関する作業部会の内容について				○
	平成26年3月末の企業年金の資産残高等について		○		
平成26年 6月	公的年金・財政検証結果公表				○
	第4回社会保障審議会企業年金部会の開催について	○			
	第5回社会保障審議会企業年金部会の開催について	○			

※ ( )は本資料に関連しない事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))